

**■総合教育会議の設置による市長との連携強化**

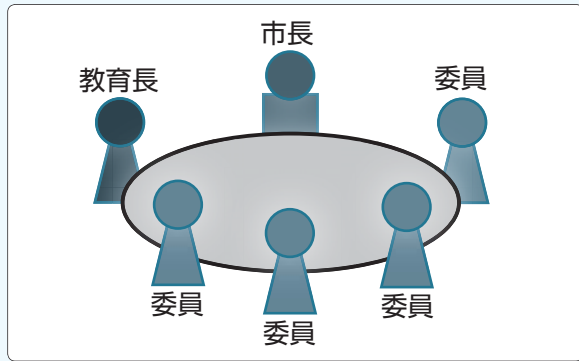
市長は、これまででも予算の編成・執行や条例案の提出を通じて教育行政に関わってきましたが、法改正により、市長が教育行政に果たす役割や責任が明確になることで、公の場で教育行政について議論できるようになります。そのため、市長と教育委員会がこれまで以上に連携し、市民の意見を反映した教育行政を推進するための協議・調整を行う場として「総合教育会議」が設置されます。  
総合教育会議では、教育行政の大綱の策定をはじめ

め、重点的に取り組むべき施策などについて話し合いが持たれることになります。

**Point**

- 政治的中立性を確保します。
- ▷教育委員会は、引き続き執行機関です。
- ▷総合教育会議で、首長と協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会にあります。

**総合教育会議**



- 会議は市長が招集します。
- 原則公開になります。
- 構成員は、市長と教育長、教育委員です。必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができます。

**総合教育会議で協議・調整する事項**

- ①教育行政の大綱の策定
- ②教育の条件整備など重点的な施策
- ③児童・生徒等の生命・身体への保護等緊急の場合の措置

**■教育委員会に対する国の関与の見直し**

現在、文部科学省では、いじめによる自殺防止など、必要に応じて教育委員会に指示を出しています。今回の法改正では、いじめによる自殺等が起きた後でも緊急性がある場合には、再発防止のための指示ができるなど、国の教育委員会に対する指示権限が明確に規定されています。

**Point**

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命または身体への被害の拡大や発生を防止するため、国が教育委員会に指示できる範囲を拡大します。

**早期の大綱策定に向け課題等を共有**

本市では、以前から教育の課題を共有するため、必要に応じて市長と教育委員の懇談会を開催しています。2月6日に開催した懇談会では、今回の法改正に伴い策定することになった大綱を新年度の早い時期に完成させるため、意見交換を行いました。  
鈴木市長は「教育は、学力の向上もさることながら、人間力を身につけることが大切」と話し、各教育委員からも教育が果たす役割について、活発な意見が出されました。



▲懇談会の様子

# 教育委員会制度が変わります

昭和31年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、60年ぶりに抜本的に改正され、4月1日から施行されます。  
今月号では、主な改正内容についてお知らせします。

本庁舎教育総務課 ☎1111 内2353

**制度を取り巻く主な課題**

- ▷教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- ▷教育委員会の審議が形骸化している
- ▷いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- ▷地域住民の民意が十分に反映されていない
- ▷地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

**改革の主な内容**

- ▷教育行政の責任体制の明確化
- ▷教育委員会の審議の活性化
- ▷迅速な危機管理体制の構築
- ▷地域の民意を代表する市長との連携強化
- ▷いじめによる自殺等が起こった後、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

**■新たな教育長の設置による責任の明確化**

現在の教育委員会は、5人の教育委員の合議制で行われています。その委員の中から委員会を代表する「教育委員長」と事務局の事務を統括する「教育長」がいることから、責任の所在が不明確であるとの指摘がありました。  
そのため今回の法改正では、教育長を教育委員会の代表者とし、市長が議会の同意を得て直接任命および罷免できるように定めています。

**Point**

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな「教育長」を設置します。
- 市長は、議会の同意を得て、教育長を直接任命・罷免します。
- 教育長の任期は3年で、教育委員会の代表者になります。

